

「伊勢市国民保護協議会条例」について

防災防犯課

1 名 称

伊勢市国民保護協議会条例

2 根拠法令

国民保護法第 40 条第 8 項

3 内 容

市長が国民保護計画を作成、変更する際に諮問しなければならないことになっている国民保護協議会の委員、定数、会議の運営に関する事項等について次のとおり規定します。

(1) 委員

① 伊勢市国民保護協議会の委員は、40 名以内とする。

(2) 会 議

① 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

② 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

③ 協議会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 施 行 期 日

公布の日から施行する。